

フィールドワーク：研究対象地で原典資料にあたる

執筆者：グスタフソン栄 2020年度（9期生）

修学機関：ケンブリッジ大学（英国）博士課程 経済史専攻 3年次

University of Cambridge, PhD program in Economic History

研究テーマ：西アフリカ（ガーナ）における土地権について

Land Tenure in West Africa Ghana

略歴（ぐすたふそんさかえ）

慶應義塾大学法学部政治学科卒。慶應義塾大学大学院政策メディア研究科環境デザイン学修了。ロンドンスクールオブエコノミクス大学にて、帝国・植民地・グローバリゼーション学修士課程修了（London School of Economics and Political Science, Master of Science in Empire, Colonialism and Globalization）。民間開発企業（含む中東駐在）、外務省専門調査員（米国駐在）、世界銀行勤務（米国駐在、アフリカ、オセアニア途上国を担当）を経て、2020年秋より英国ケンブリッジ大学博士課程にて博士研究に従事。Economic History Society (国際経済史学会)ケンブリッジ大学代表学生大使。

---

私は西アフリカの土地の権利（Land Tenure）について、欧州植民地時代から独立後、現在までの変遷とその経済活動との関係性を研究している。土地の権利は所有権だけではなく、耕作権、使用权、貸借権、産物取得権など様々な権利がある。またその権利を誰が享受できるのか、先祖代々その土地に土着している必要があるのか、それとも状況に応じて他の地域から移住してきた者も加われるのか、売買できるのか、相続できるのか、相続や贈与できるならばそれは母系家族制度においてなのか、父系家族制度なのか。

前号の寄稿で少し触れたが、アフリカの土地の多くは、日本も含めて多くのOECD諸国が採用しているような土地所有権の在り方とは異なる。慣習法（Customary Law）という、基本的には明文化されていない、且つその特性から流動的な要素も濃い、コミュニティや地域の決まり事のもとに存在し、さらに経済活動のみならず、社会構造や文化とも密接に、そして複雑に関係しているのだ。慣習法は、コミュニティが違えば慣習法の内容も異なるというほど多様で、基本的に共同権（Communal Right）が前提だ。経済学では、土地の権

利 (Land Tenure) を含む財産権 (Property Right) は、経済活動に応じて共同権 (Communal Right) から単一権 (Single/Private Right) に社会変化していくという法則があるが、一般的にアフリカではこの法則が当てはまらず、現在も慣習法 (Customary Law) に基づく共同権 (Communal Rights) がアフリカの土地の約 8 割を占める。

アフリカの土地の在り方と経済活動や経済効果は密接な関係があるが、その関係性を一つ一つ長期的かつ網羅的に検証した研究がほぼ存在しない。特定の年代、特定の地域について、スナップショット的な研究が多くあるだけだ。アフリカ独立後から現在までの約 60 年間について、このような土地の権利をどのように辿るのか。<sup>1</sup> それは気の遠くなるような作業で、地道に原典資料を探し精査することにある。

2022年12月、研究対象地のガーナに原典資料の調査に訪れた。ガーナが英国植民地であった1800年代後半からアフリカ大陸初の独立を果たす1957年までの資料については公文書として英国政府が保管しているので、閲覧申請をし許可を得られれば英国国内で原典資料にあたることができる。しかし、独立後の資料については、ガーナ国内に散在し (そもそも存在しているかも不明なのだが) 容易に閲覧できる環境にない。ガーナは1957年の独立後、民政と軍事政権を繰り返した歴史があるため、経済や地方自治と密接に関わっている土地の権利の資料については、その大部分が公開可能公文書にならず、依然として省庁や地方政府に残ったままなのだ。また、明文化されない慣習法という性質上、決まり事が文章になっているような法令集のようなものは存在しない。どの省庁や地方自治体、村のリーダーがそのような周辺資料をもっているかもわからない。既往研究を丹念に精査し、ある程度のあたりをつけながら、他の公開されている公文書から関連資料を推測したり、土地に関わる係争案件資料、裁判記録、土地の譲渡に関わる資料や個人の覚書なども含めて、様々な場所にある膨大な周辺資料を精査し原典資料の収集を進めていく。

ガーナに到着してまず最初に訪れたのは、ガーナ政府公開公文書資料庫で (写真1と写真2)、暑さとマラリア蚊 (ガーナの首都アクラの蚊は、ほぼ100%マラリア蚊と言われているので、滞在中はマラリア治療薬をマラリア罹患予防薬として毎日服用している。) と戦いながら、朝から晩まで周辺資料を精査する。

---

<sup>1</sup> 本寄稿では、博士論文の全内容の中で、土地権利の変遷調査の部分についてのみ記述する。



写真1 ガーナ政府公開公文書外観 (ガーナ政府公開公文書庁ホームページより引用)



写真2 ガーナ政府公開公文書資料庫 (ガーナ政府公開公文書庁ホームページより引用)

来る日も来る日も箱の中に雑然とある資料にあたりながら、関係省庁や地方自治体なども訪問し原典資料を集めていく。時には政府高官に資料の閲覧について直談判することもある。ガーナでは相手が目の前に登場して初めて、事が動き出すという暗黙のビジネスマナーがあるようで、どんなに前もってEメールで連絡をして約束を取ろうとしても全く事が進まない。今回も事前に連絡を取ろうとした人とは会えず、たまたまガーナ公開公文書倉庫に散歩に来ていた近所のガーナ老婦人と世間話をされていて幸運に巡り合った。彼女の口から知り合いだと言った名前が出た政府高官を、アポイント無しに訪ね(そもそも連絡先はその老婦人も知らなかった)、一か八かでガーナの土地環境省庁(Ministry of Land and Natural Resource)の

建物内で「〇〇さんは知りませんか？」と一つ一つ部屋を訪ねて探し回ったところ、なんと当人にばったり会う事ができ、一度も一般に公開されていない重要資料を入手することができたのだ。アフリカでの原典資料の収集はこのように地道で泥臭い作業の積み重ねで、これらの資料を精査して分析し、データ化して研究にしていくのは本当に長い道のりだ。このような地道で気の遠くなる作業だからこそ、挑戦する人は少なく、今まで十分な既往研究が存在しないのだろう。途上国だからこそその治安面での危険な目に遭うことも少なくなく、気が滅入ることもあるが、原典収集に加えて、インタビュー調査や現地の研究者たち（ガーナ大学やケープコースト大学）からの情報収集など、人と関わる部分はいつもいつも本当に有意義だ。研究者だからこそ、「歴史を作り出す」「研究を生み出す」苦労は世界共通なのに、研究をサポートする環境が整っていないアフリカのような土地で、それでも挫けずに世界をより良く変えようと研究に勤しんでいる仲間たちの姿には感動し頭が下がる。

近々またガーナに調査に赴く。時に危険を伴うほどの地道なフィールドワークが実現し得るのも、FASIDの奨学金プログラムによりご支援いただいているからこそである。心から感謝申し上げ、御恩に報いるべく引き続き研究活動に邁進していきたい。

写真3：ガーナ大学研究者と一緒に。



写真3